

○会計年度任用職員取扱要綱

(令和2年1月14日決定)

改正 令和 2年 9月30日

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用、服務、給与その他の勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。

2 会計年度任用職員の勤務時間及び勤務日数は、その者の職務内容を考慮して、前項に規定する勤務時間の範囲内で主管課長（ただし、出納局にあっては出納局長とする。以下同じ。）が個々に定めるものとする。

(給与の支給)

第3条 職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号。以下「給与条例」という。）第1条に規定する第1号会計年度任用職員には、給与条例第22条の4及び第22条の5の規定に基づき、報酬及び期末手当を支給する。

2 給与条例第15条第1項に規定する第2号会計年度任用職員には、同条例及び職員の退職手当に関する条例（昭和29年千葉県条例第6号）の規定に基づき、給料及び手当を支給する。

(給与の減額)

第4条 会計年度任用職員が、第16条及び第17条第2項の規定による場合を除き、その定められた勤務時間又は勤務日数を勤務しないときは、別に定めるところにより、給与を減額することがある。

(採用)

第5条 会計年度任用職員は、法第16条各号の規定に該当しない者の中から職員の任用に関する規則（昭和33年千葉県人事委員会規則第4号。以下「任用規則」という。）

第4条の2第2項の規定により選考により採用する。

2 会計年度任用職員の職には、会計年度任用職員の採用選考の基準及び方法等に関する要綱（令和元年12月20日人事委員会決定）に基づき、人物、知識、技能等を審査の上、当該職に最も適当と認められる者を採用する。

3 会計年度任用職員の採用に当たっては、インターネットの利用又は公共職業安定所への求人の申込み等による告知の活用等により、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、必要とされる知識、経験、技能等の内容、勤務公署の所在地、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難いと総務部総務課長が認めた場合は、この限りでない。

(条件付採用)

第6条 会計年度任用職員の採用は、全て条件付のものとする。

- 2 条件付採用期間の延長については、任用規則第15条の2の規定により読み替えて適用される同規則第15条第1項の規定により、条件付採用期間の開始後1月間において、実際に勤務した日数が15日に満たない会計年度任用職員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長するほか、同条第3項の規定により、総務部総務課長が特に必要があると認めた場合は、当該職員の任期の末日まで条件付採用期間を延長することができる。

(任期)

第7条 会計年度任用職員の採用に当たっては、あらかじめ任期を定めなければならない。

- 2 前項の任期は、法第22条の2第2項の規定により、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で当該業務の遂行に必要かつ十分な期間とする。

(任期の更新)

第8条 会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合には、任期の更新を行うことができる。この場合において、当該更新後の任期の末日は、更新する直前の任期の採用の日が属する会計年度の末日までの期間内で定めるものとする。

- (1) 当該会計年度任用職員の職に同一の者を引き続き任用する必要があること。
- (2) 当該会計年度任用職員の任期の更新直前の任期における勤務成績が良好であること。

(再度の任用)

第9条 会計年度任用職員の任期中の勤務成績を考査して適当と認められる場合には、継続して3年を超えない範囲内で公募によらず再度の任用を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の業務が、次の各号のいずれかに該当する場合には、継続して5年を超えない範囲内で公募によらず再度の任用を行うことができる。

- (1) 法令に定める資格を必要とする業務
- (2) 法令による免許を必要とする業務
- (3) 高度の専門的知識、技術又は経験を必要とする業務

(選考考査の実施)

第10条 所属長は、会計年度任用職員の採用について協議しようとする場合には、次の方法で考査を実施するものとする。ただし、所属長が必要と認めるときは、適宜の方法を考査に加えることができるものとする。

- (1) 書類審査 自筆履歴書、会計年度任用職員応募書(別記様式1)により実施
- (2) 個別面接 面接評定票(別記様式1の2)により実施

- 2 所属長は、前条第1項及び第2項に規定する会計年度任用職員の再度の任用について協議しようとする場合には、再度の任用をしようとする者の勤務実績評定票(別記様式1の3)により考査を実施し選考するものとする。

(採用等の手続)

第11条 所属長は、第5条又は第9条の規定により会計年度任用職員の採用を行うと

(会計年度任用職員取扱要綱)

きは、主務課長に別に定める任用一覧表及び考査関係書類を提出し、その旨協議しなければならない。

- 2 主務課長は、前項の規定により協議を受け、採用を必要と認めるときは、内申書（別記様式1の4）に別に定める任用一覧表を添付し、主管課長に内申しなければならない。
- 3 主管課長は、前項の規定による内申を受けたときは、内申書に基づいて審査し、適当と認めるときは、採用を決定する。
- 4 総務ワークステーションの長は、前項の規定により採用が決定されたときは、辞令（別記様式2）を採用所属あてに発行する。
- 5 前各項の規定は、第8条の規定により会計年度任用職員の任期を更新する場合について準用する。ただし、第1項中「任用一覧表及び考査関係書類」とあるのは、「任用一覧表」とする。

（募集時の勤務条件の明示）

第12条 所属長は、会計年度任用職員の募集に当たって、勤務条件明示書（別記様式2の2）により勤務条件を明示するものとする。

- 2 前項に規定する明示については、勤務条件明示書の交付、ファクシミリ又は電子メールによる送信その他の方法により行うものとする。

（辞令の交付及び採用時の勤務条件の明示）

第13条 所属長は、会計年度任用職員の採用時に第11条第4項に規定する辞令を交付するとともに、勤務条件明示書（別記様式2の3）により、勤務条件を明示するものとする。

（旅行）

第14条 会計年度任用職員の旅行は、所属長が、職務遂行上必要があると認める者に限るものとする。

（旅費及び費用弁償）

第15条 会計年度任用職員の旅行に係る旅費及び費用弁償については、職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和29年千葉県条例第7号）の規定に基づき支給する。

（休日）

第16条 会計年度任用職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）には、特に勤務を命ぜられる者を除き、定められた勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第17条 所属長は、会計年度任用職員に休日の全勤務時間に特に勤務することを命じた場合には、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日に勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務を命ぜられるときを除き、定められた勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

(会計年度任用職員取扱要綱)

第18条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、看護休暇及び看護時間とする。

(年次休暇)

第19条 一の任期又は当該任期が満了する日における継続在職期間が6月以上の会計年度任用職員には、一の年度につき、別表第1に掲げる所定勤務日数及び勤務時間に応じ、それぞれ同表の日数欄に掲げる日数による年次休暇を付与するものとする。ただし、年度の中途に採用される者の年次休暇については、採用月に応じて別表第2に掲げる日数とする。

2 年次休暇期間中は、給与を支給する。

3 会計年度任用職員の年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

4 会計年度任用職員の年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、所属長は、会計年度任用職員の請求により1時間単位の年次休暇（以下「時間単位年休」という。）を与えることができる。

5 時間単位年休を取得する場合の1日の年次休暇に相当する時間数は、所定勤務時間数が決まっている期間における1日の平均勤務時間数（当該勤務時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数）とする。

6 所属長は、会計年度任用職員の年次休暇を当該職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(療養休暇)

第20条 会計年度任用職員の療養休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合において、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる期間について与えるものとする。

(1) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認められる期間

(2) 前号以外の理由による負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間

2 会計年度任用職員が療養休暇の承認を受けて勤務しない場合には、別に定めるところによりその給与を減額する。

(有給の特別休暇)

第21条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる事由による特別休暇を、それぞれ各号に掲げる期間について与えることができるものとし、この休暇期間中給与を支給する。

(1) 選挙権その他公民としての権利の行使 その都度必要と認める期間

(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 その都度必要と認める期間

(3) 会計年度任用職員の結婚 連続する7日の範囲内の期間

(4) 妊産婦である女性の会計年度任用職員が受ける母子保健法（昭和40年法律第

(会計年度任用職員取扱要綱)

141号)に基づく保健指導又は健康診査 妊娠満23週まで4週間に1回、妊娠満24週から満35週まで2週間に1回、妊娠満36週から出産まで1週間に1回、出産後1年以内に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間

(5) 通勤に利用する交通機関の妊娠中の女性の会計年度任用職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる混雑 1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる時間

(6) 妊娠中の女性の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、休息又は補食をする場合 その都度必要とされる時間

(7) 忌引 別表第3の死亡した者の会計年度任用職員との関係欄に掲げる者に応じ、それぞれ同表の日数欄に掲げる日数の範囲内で、その都度必要と認める期間

(8) 会計年度任用職員のうち一の任期又は当該任期が満了する日における継続在職期間が6月以上の者(週以外の期間によって勤務を要する日が定められている者にあつては一年間の勤務を要する日が47日以下である者を除く。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の6月から9月までの期間内における3日

(9) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 会計年度任用職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(10) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 その都度必要と認める期間

(11) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める期間

(12) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める特別休暇 人事委員会が承認した期間

(無給の特別休暇)

第22条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる事由による特別休暇を、それぞれ各号に掲げる期間について与えることができるものとする。

(1) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しよう)血幹細胞移植のための末梢(しよう)血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢

(会計年度任用職員取扱要綱)

- (しよう) 血幹細胞移植のため末梢(しよう) 血幹細胞を提供する場合における当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等 その都度必要と認める期間
- (2) 女性の会計年度任用職員の生理 本人から請求のあった期間
- (3) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める期間
- (4) 女性の会計年度任用職員の出産 出産の予定日以前6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間
- (5) 女性の会計年度任用職員の生後満1年に達しない子(養子を含んだ法律上の親子関係にある子、民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童。第9号ホを除き、以下同じ。)の育児 1日2回各30分
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護、予防接種又は健康診断のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- (7) 次に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下「要看護者」という。)の看護その他の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要看護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
- イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- ロ 2親等以内の親族
- ハ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母
- ニ 配偶者の父母の配偶者であつて、会計年度任用職員と同居しているもの
- ホ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子であつて、会計年度任用職員と同居しているもの
- 2 前項に規定する特別休暇のうち、第6号又は第7号の規定の適用による特別休暇を与える会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、一の任期又は当該任期が満了する日における継続在職期間が6月以上である者に限る。
- (1) 4週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が19時間25分以上又は

(会計年度任用職員取扱要綱)

勤務を要する日が3日以上であること。

(2) 週以外の期間によって勤務を要する日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務を要する日が121日以上であること。

3 会計年度任用職員が第1項に規定する特別休暇(同項第4号の規定の適用による特別休暇を除く。)の承認を受けて勤務しない場合には、別に定めるところによりその給与を減額する。

4 会計年度任用職員が第1項に規定する特別休暇(同項第4号の規定の適用による特別休暇に限る。)の承認を受けて勤務しない場合には、この休暇期間中給与を支給しない。

(看護休暇及び看護時間)

第23条 会計年度任用職員の看護休暇及び看護時間については、総務部総務課長が別に定める。

(療養休暇及び特別休暇の承認)

第24条 療養休暇及び特別休暇は、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。ただし、会計年度任用職員が、病気、災害その他やむを得ない事由により、あらかじめ承認を受けることができなかつたときは、当該事由が止んだ後速やかに当該事由を付して事後に承認を求めることができる。

(育児休業及び部分休業)

第25条 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業については、総務部総務課長が別に定める。

(服務)

第26条 会計年度任用職員の服務については、法第30条から第38条までの規定が適用される。

2 会計年度任用職員は、千葉県職員倫理条例(平成30年千葉県条例第59号)を遵守するものとする。

3 第1号会計年度任用職員の法第38条第1項に定める営利企業への従事等の制限に関する取扱いについては、総務部総務課長が別に定める。

4 前3項に定めるもののほか、会計年度任用職員の服務に関し必要な事項は、総務部総務課長が別に定める。

(人事評価)

第27条 会計年度任用職員の人事評価(法第23条に規定する人事評価をいう。)の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関する事項は、総務部総務課長が別に定める。

(研修)

第28条 所属長は、会計年度任用職員に研修の機会を与えるよう努めるとともに、研修に参加しやすくするための職場環境の形成、職場学習の実施等を通じて、会計年度任用職員の能力開発の支援に努めなければならない。

(災害補償)

第29条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等に

(会計年度任用職員取扱要綱)

については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第43号）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）のそれぞれ規定するところによる。

2 会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者は、これらの要件に該当するに至った日以後、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定するところによる。

(1) 任用が事実上継続していると認められる場合

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の勤務態様で勤務する日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った場合

(3) 前号に該当した日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている場合

(社会保険)

第30条 会計年度任用職員の健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用については、それぞれ法律の規定するところによる。

2 会計年度任用職員のうち、前条第2項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者は、これらの要件に該当するに至った日以後、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定するところによる。

(健康診断)

第31条 会計年度任用職員の健康診断等については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定するところにより実施するものとする。

(退職)

第32条 会計年度任用職員は、任期の満了又は退職の申し出により退職する。

2 所属長は、前項の規定により退職の申し出がなされた場合には、主務課長にその旨報告するものとする。

3 主務課長は、前項の規定によって退職の申し出の報告を受けたときは、その理由を明記した内申書（別記様式3）によって、主管課長に退職の内申をするものとする。

4 主管課長は、前項の規定による内申を受けたときは、内申書に基づいて審査し、適当と認めるときは、退職を決定する。

5 総務ワークステーションの長は、前項の規定により退職が決定されたときは、辞令を発行し、所属長を通じ交付するものとする。

(任免発令式)

第33条 任免等の発令式は、別表第4に定めるところによる。

(その他)

第34条 この要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員の取扱いに関し必要な事項は、総務部総務課長が別に定める。

附 則

(会計年度任用職員取扱要綱)

(適用日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。ただし、第4項の規定は、この要綱の決定の日から適用する。

(嘱託取扱要綱等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 嘱託取扱要綱（昭和46年4月1日決定）

(2) 日々雇用職員取扱要綱（昭和50年4月1日決定）

(経過措置)

- 3 この要綱の適用日前に千葉県の非常勤職員として雇用された者の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間に付与された年次休暇については、第19条第3項の規定の例により繰り越すことができるものとする。

(準備行為)

- 4 第5条、第10条、第11条及び第12条に規定する会計年度任用職員の採用に関する選考その他必要な行為は、この要綱の適用日前においても各規定の例により行うことができる。

附 則

(適用日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の会計年度任用職員取扱要綱（以下「新要綱」という。）第21条第4号に規定する期間（当該期間の初日を除く。）にこの要綱の適用の日がある職員に係る同号の規定による特別休暇の回数の算定については、同日前の当該期間に使用した改正前の会計年度任用職員取扱要綱（以下「旧要綱」という。）第22条第4号の規定による特別休暇は、新要綱第21条第4号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

- 3 この要綱の適用日前において、既に旧要綱第22条第4号又は第5号の規定に基づき同日以後に与えられるものとされた特別休暇は、それぞれ新要綱第21条第4号又は第5号の規定による特別休暇とみなす。

(会計年度任用職員取扱要綱)

別表第1 (第19条第1項)

週所定勤務日数	勤務時間	1年間の所定勤務日数	年度ごとの付与日数						
			任用初年度	継続在職2年度目	継続在職3年度目	継続在職4年度目	継続在職5年度目	継続在職6年度目	継続在職7年度目以降
5日以上	(勤務時間にかかわらず)	217日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日以内	週29時間以上								
4日	週29時間未満	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日		121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日		73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日		48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

別表第2 (第19条第1項ただし書)

週所定勤務日数	勤務時間	1年間の所定勤務日数	任用初年度における採用月ごとの付与日数												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
5日以上	(勤務時間にかかわらず)	217日以上	10	10	10	10	10	10	10	5	4	3	3	2	1
4日以内	週29時間以上														
4日	週29時間未満	169日～216日	7	7	7	7	7	7	4	3	2	2	1	1	
3日		121日～168日	5	5	5	5	5	5	3	2	2	1	1	0	
2日		73日～120日	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	1	0	
1日		48日～72日	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	

別表第3 (第21条第7号)

死亡した者の会計年度任用職員との関係	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日(会計年度任用職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(会計年度任用職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	7日
子の配偶者又は配偶者の子	3日(会計年度任用職員と生計を一にしている場合にあつては、7日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(会計年度任用職員と生計を一にしている場合にあつては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

備考

葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

(会計年度任用職員取扱要綱)

別表第4 (第33条)

		発令式
任用	新規及び再度の任用	千葉県会計年度任用職員に任命する 任用の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 勤務を命ずる
	更新	任用の期間を 年 月 日まで更新する
任期満了前の退職	自発的退職	辞職を承認する
	免職	地方公務員法 条 項の規定により、千葉県会計年度任用職員を免ずる